

学校法人太田アカデミー
太田情報商科専門学校 御中

平成27年11月9日

〒376-0011

群馬県桐生市相生町三丁目120番地6

特定非営利活動法人 消費者支援群馬ひまわり

理事長 湯木 智子

検討委員長 弁護士 吉野

TEL 0277-55-1400

FAX 0277-55-1429



申入書

第1 はじめに

当会は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っている法人です。当会は、消費者契約法第13条の規定に基づく適格消費者団体の認定を目指しており、内部組織として、弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。

さて、当会には、貴校の入学辞退者からの学費納入金の返還請求に関するトラブルについて、被害情報が寄せられております。そこで、当会において、検討した結果、貴校が入学辞退者に学費納入金の返還を拒否していることは、消費者契約法上の問題があると考えますので、以下のとおり是正することを求めます。

第2 申入れの趣旨

- 1 毎年4月1日までに入学辞退を申し出た入学辞退者について、一般入試とその他の入試区分を問わず、入学金以外の学費納入金を返還すること。

- 2 貴校が配布している出願願書に関する資料に、①入試区分を問わず学費納入金の返還に応じることを明記し、②現在記載されている「一般入学試験の合格者に限り、入学金以外の納入金を返還します。」との文言を削除すること。

第3 申入れの理由

- 1 貴校は、出願願書書類に、「入学を辞退する場合は、一般入学試験の合格者に限り入学金以外の納入金を返還します。」と記載し、一般入学試験以外の区分の入学辞退者に対し、学費納入金の返還に一切応じていません。
- 2 貴校では、一般入試の最終試験日が4月2日とされているところ、その前日までに入学辞退の申し出があれば、最終入学試験の合格者数を調整し、代替りの入学者を獲得することが出来るため、遅くとも毎年4月1日までに入学辞退を申し出たものについては、他の受験生を合格させることで、入学辞退によって被る経済的損失を填補することが出来ます。

したがって、貴校の入試実施状況に鑑みると、毎年4月1日までに申し出た入学辞退者については、入学辞退による損害が発生せず、入学金を除く学費納入金を全額返還する必要があります（消費者契約法9条1号）。

- 3 なお、最高裁平成18年11月27日判決は、推薦入学試験及びこれに類する入学試験について、「当該在学契約が解除された場合には、その時期が当該大学において当該解除を前提として他の入学試験等によって代替りの入学者を通常容易に確保することが出来る時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、当該大学には当該解除に伴い初年度に納付すべき授業料及び諸会費等に相当する平均的な損害が生ずる。」と判示しておりますが、貴校の場合、遅くとも毎年4月1日までの入学辞退であれば、「他の入学試験等によって代替りの入学者を通常容易に確保することが出来る時期を経過していないなどの特段の事情」があると思料いたします。
- 4 以上から、入学辞退者が毎年4月1日までに入学辞退を申し出た場合には、

貴校は学費納入金の返還を行う義務があり、これを行わない現在の定め及び運用は、消費者契約法9条1号に反する違法なものです。

第4 結語

貴校におかれましては、上記第2の申入れの趣旨についてご検討いただき、平成27年12月10日までに、今後の対応方針につき、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、是正して頂けない場合あるいは何らの書面による回答を頂けない場合には、広く消費者への情報提供を行う趣旨で、本申し入れ及び貴校からの回答の有無、内容を当会のホームページで公表させていただきます。また、他の適格消費者団体に情報提供を行うほか、弁護士・司法書士に対し、被害情報提供を行わざるを得ませんので、ご承知おきください。

ご不明な点等ございましたら、当会宛てに書面にてご連絡ください。

以 上